

注

就労証明書は2枚しか組み込まれていません。

3枚以上必要な場合(同居の65歳未満の祖父母等は提出が必要)は
①コピーする、②銚子市HPからダウンロードする、③市役所子育て支援課の窓口で追加で受領のいずれかの方法で、必要枚数のご用意をお願いします。

令和8年度

保育所(園)・認定こども園

新規入所(園)案内

令和8年4月からの入所(園)申込受付期間

受付期間：令和7年11月27日(木)～12月3日(水) (土・日曜日を含む)

受付時間：9時～17時 (土・日曜日は9時～13時)

受付場所：市役所 子育て支援課(1階2番窓口)

持ち物：申請書等の必要書類は、5・6ページを参照してください。

※市外の保育園の利用を希望の場合は受付期間が異なります。

できるだけ早く、子育て支援課にお問い合わせください。



銚子市役所 子育て支援課

住所 〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1

電話 0479 (24) 8967



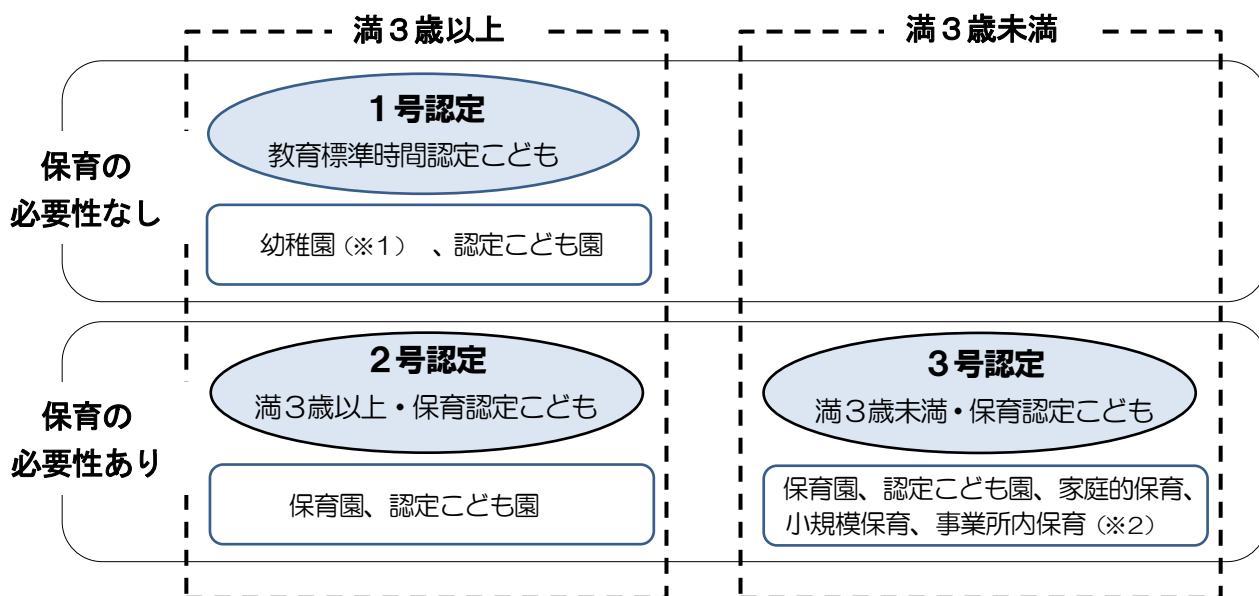
支給認定について

市町村が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢といった客観的基準に基づいて、次の3つの区分に「認定」し、保育の「給付」を行います。このため、施設や事業の利用申込みに加えて、支給認定の申請が必要です。また、認定された区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。

※ 認定した後、利用調整を行い、希望施設の利用の可否を決定します。

認定を受けた場合であっても、ご希望の施設が利用できるとは限りません。

保育施設の利用をご希望の場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請となります。また、2号・3号認定を受けるには、次ページで案内する「保育を必要とする事由」が必要となります。



※1 幼稚園は、新制度に移行した園と、旧制度のまま継続している園があります。

※2 令和7年10月1日現在、鉾子市に家庭的保育、小規模保育、従業員の子ども以外を受け入れる事業所内保育所はありません。

注意：鉾子市内の私立幼稚園（飯沼幼稚園）は直接、幼稚園に入園申込みし、市役所で認定を受けてください。市から支給認定証の発行はありません。

支給認定の申請後に、認定をすることができるかの審査を行い、結果を通知します。支給認定を受けた方には、市から「支給認定証」を交付します。

支給認定証は、大切に保管してください。

また、施設を利用する際は必ず携帯してください。



保育必要量について

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、その事由により、さらに「保育必要量」を認定します。認定区分は次のとおりです。認定された必要量に応じて、保育施設の最大利用可能時間が異なります。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間認定	1日最大11時間（延長保育を除く）
保育短時間認定	1日最大8時間（延長保育を除く）

【保育標準時間】	利用可能な時間帯（11時間） ＝ 保育必要量		
	原則的な保育時間（8時間） 例）9時～17時		
【保育短時間】	延長保育	利用可能な時間帯（8時間） ＝ 保育必要量	延長保育

それぞれの区分で認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間での施設利用となります。

お子さんの状況により、「原則的な保育時間」でのご利用をお願いすることがあります。

公立保育所においては、11時間を超えた保育は行っておりません。



保育を必要とする事由について

保育所（園）・認定こども園（2・3号）の申請をする際は、保護者の**保育を必要とする事由**を確認させていただきます。保育を必要とする事由として認められるのは、次のとおりです。

1. 月48時間以上の**就労**をしていること
2. **出産**の直前か直後であること

（ 出産予定日の前々月1日から（多胎妊娠の場合は出産月の4か月前の1日から）
 出産日から起算して57日目を経過する月の末日まで ）

}
3. **病気やけが**のため、又は精神や身体に**障害**があること
4. 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時**介護又は看護**していること
5. 震災、風水害、火災その他の**災害の復旧**に当たっていること
6. **求職活動（起業の準備を含む）**を継続的に行っていること
 （認定後、3か月以内に月48時間以上の就労を開始することが条件）
7. 学校教育法に規定された**学校等に在学**しているか、職業訓練校における**職業訓練**を受けていること
8. その他、法令等に定めのある場合

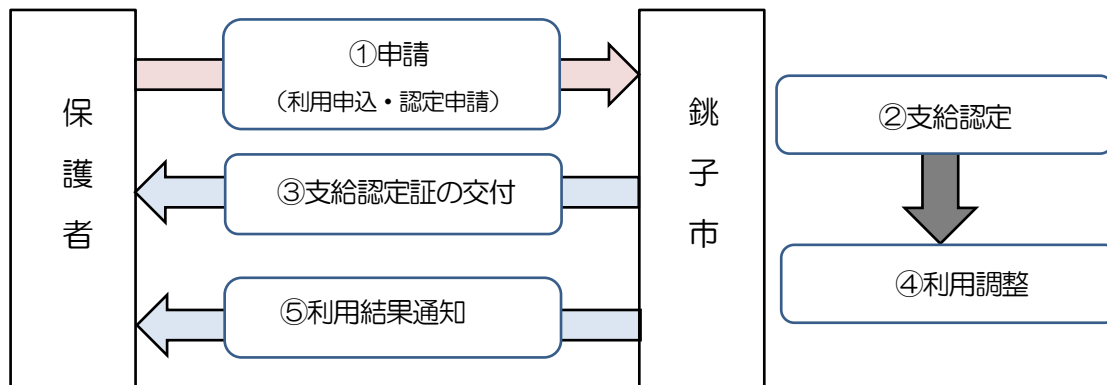
※事由によって、認定される保育必要量、認定期間、必要書類が異なります。

5、6ページを参照してください。



支給認定と利用の手続

利用申込みと同時に２号・３号での支給認定の申請をしていただきます。申請の流れは下の図のようになります。



※ 認定こども園の１号（教育機能部分）を利用の方は、①～③までとなります。
施設の利用申込は、直接園へしていただく必要がありますので、ご注意ください。



その他利用申込みについて

◆育児休業明けでお子さんの利用申込みをする場合

利用開始の対象となる月は、育児休業明けの職場復帰日によって異なります。

- ・月の１日から１５日の間に復帰する場合は、前月の１日から利用の対象になります。
- ・月の１６日から３１日の間に復帰する場合は、当月の１日から利用の対象になります。

ご提出いただく就労証明書（育児休業終了日、復職日が記載されたもの）により復帰日を確認します。

（例）１０月１日から１５日の間に復帰の場合、９月１日からが利用の対象となります。

◆就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、「変更届」に必要書類を添付し、早急に子育て支援課までご提出ください。変更する事項によっては、支給認定の内容にも変更が生じることがあります。この場合は、発行済みの支給認定証を返還していただき、新しく支給認定証を発行いたします。

◆利用申込みを取り下げの場合は、早急に電話にて子育て支援課に連絡したうえで、「変更届」をご提出ください。また、取り下げに当たり、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

利用開始後について

(1) 時間外保育

時間外保育は、就労時間等の関係で、やむを得ず、認定された保育時間よりも長くお子さんを預ける場合にご利用いただけます。施設への利用が決定してから各施設で手続きをしてください。

利用できる時間は、園により異なります。直接各園にご確認ください。

(2) 利用辞退（退園）

銚子市外へ転出するときや保育を必要とする事由がなくなった場合など、長期にわたり施設の利用がなくなる場合は、**早急に**、子育て支援課へ「変更届」をご提出ください。この場合、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

(3) 施設変更（転園）

利用開始後に施設の変更（転園）を希望する場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」「保育施設入所に関する調査票」及び就労証明書等の保育を必要とする事由を確認する書類を各月の申込締切日までに子育て支援課にご提出ください。

施設変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく、利用調整を行い、保育の必要性の高いお子さんから利用を承諾することとなります。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。**施設の変更が決定した場合、元々在籍していた施設に新たな利用者をご案内するため、決定後の取消しはできません。変更希望を取り下げる際は、早急に子育て支援課までご連絡ください。**

(4) 保育の利用の解除

心身の状況により集団保育に耐えられない場合や長期欠席の場合、又は保育の必要性がなくなり、認定取り消しとなる場合は、保育の利用を解除させて（退園）いただくことがあります。その際は、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

(5) 支給認定の変更の届出

支給認定証が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。届出内容を確認した結果、認定の変更が生じた場合は、新たな認定証を発行しますので、発行済みの支給認定証を返還していただきます。

(6) 認定証の再発行

発行済みの認定証を汚してしまった場合や破れてしまった場合、紛失した場合は、再発行しますので申請してください。



必要書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- ② 教育・保育施設入所に関する調査票
- ③ マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ④ 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※
- ⑤ 該当する場合のみ必要となる書類 ※

【注意事項】

- ・子育て支援課指定の書類に記入のうえご提出ください。
- ・書類の提出後に、確認事項がある場合など、ご連絡の上で新たな書類の提出を依頼することがあります。また、書類提出後の返却は一切できません。
- ・ご提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に何うなどの調査を行うことがあります。

④の保育を必要とする事由を確認するための書類・認定される必要量・認定期間について

＜提出対象者＞

- 父 ●母 ●同居している内縁の妻・夫 ●同居している65歳未満の祖父母
 （市外に別居している父または母の書類は必要ありません。）

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月48時間以上就労している	月120時間以上 →保育標準時間	証明書にて届出を受けた就労が続いている間	会社員・自営業等 →就労証明書
	月120時間未満 →保育短時間		
母親が <u>出産の前後</u> である	保育標準時間での認定	出産予定日の前々月から出産後57日目を迎えた月の末日まで	母子手帳の写し
疾病、負傷又は精神・身体が <u>障害</u> の状態にある	保護者の必要量に 応じて認定	完治等により事由が解消するまで	保育できない旨の診断書 障害者手帳の写し 疾病・障害状況申告書
同居の親族（長期に及び介護・入院等を含む）を常時介護・看護している	保護者の必要量に 応じて認定	看護・介護を継続している期間	介護保険被保険者証 介護・看護状況申告書
震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている	保育標準時間での認定	災害復旧に従事している間	り災証明書 状況説明書
継続的に <u>求職活動</u> や <u>起業準備</u> を行っている	保育短時間での認定	効力発生日（認定日）から3か月目を迎える月の末日まで	求職活動状況申告書
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に <u>在学中</u> である	保護者の必要量に 応じて認定	卒業（修了）予定日を迎える月の末日まで	在学証明書 カリキュラム

⑤の該当する場合のみ必要となる書類

対象者の状況	必要書類
保護者が育児休業からの復職のため、保育施設の利用を申し込む場合（育児休業中で上のお子さんの申し込みをする場合を含む）	就労証明書 （育児休業終了日、復職日が記載されているもの）
お子さんに内部疾患がある場合	医師による「診断書」 …集団保育の可否や集団生活上の注意事項が明記されたもの
1月1日現在、市外に住んでいた場合	該当年度の市民税課税証明書（P 7④参照） …祖父母が保育園入園希望のお子さんを税法上の扶養にしている場合は祖父母の証明書も必要 …マイナンバーの確認がとれた場合は、原則提出不要ですが、場合によっては提出を求める場合があります。



保育料について

令和 7 年度は保育料無償化を行っています。令和8年度も継続される見込みですが、継続されなかった場合は次のとおりとなります。

(1) 保育料の算定

① 年齢

4月1日現在の年齢が3歳以上のお子さん（1号認定は満3歳の翌月から）の保育料は無料です。年度途中で3号から2号に認定が変更した（満3歳になった）場合でも、その年度末までは「2歳児」としての保育料を納付していただきます。

② 扶養義務者

原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。また、お子さんと同居している祖父母などがいる場合には、その祖父母などが扶養義務者になることがあります。

※ 父母の婚姻状態にかかわらず、お子さんと同居している場合は、保育料算定上の扶養義務者となります。

③ 税額

施設を利用する月に応じて、前年度市民税額または当年度市民税額で決定します。

※ 国、地方公共団体等への寄附金控除・住宅借入金等特別控除などは、保育料の算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額から保育料を算定します。）

※ 前年中に海外での収入があった場合には、保育料算定上は海外収入を含めて計算します。

④ 算定

＜対象者＞ ●父 ●母 ●同居等の直系尊属（祖父母・曾祖父母等）

施設利用する月	市民税該当年度
4月から8月まで	前年度 市民税額 例) 令和 8 年 4 月分保育料→令和 7 年度 市民税額で算定
9月から3月まで	当年度 市民税額 例) 令和 8 年 9 月分保育料→令和 8 年度 市民税額で算定

- ・保育料算定にあたって、市民税の課税状況を子育て支援課が確認させていただきます。
- ・所得申告（収入なしも含む）されていない方、入所する児童が誰の被扶養者にもなっていない場合は、申告手続きが必要です。市役所課税室または税務署へお問い合わせください。
- ・市民税は、その年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されます。1月2日以降に銚子市へ転入された方について、マイナンバーの確認がとれた場合は、銚子市から前市区町村へ情報照会するため、課税証明書の提出は不要です。ただし、何らかの理由により情報照会できなかった場合には課税証明書をご提出いただく必要があります。

必要な税情報の提出などが無いときは、最高額の保育料に決定します。

※毎月1日現在、保育園・認定こども園に在園している場合は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。（保育料の日割り計算はしませんので、利用日数にかかわらず1か月分の保育料がかかります。）

※保育短時間認定を受けたお子さんは、延長保育料を支払うことで最長11時間まで利用できます。延長保育料は各保育園により異なります。

⑤ 保育料月額表

支給認定保護者または扶養義務者の階層区分		月額（円）	
階層区分	定義	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割非課税世帯	11,900	11,700
C2	市町村民税課税世帯	48,600 円未満	14,000
D1		48,600 円以上 55,000 円未満	17,000
D2		55,000 円以上 65,000 円未満	20,000
D3		65,000 円以上 80,000 円未満	25,000
D4		80,000 円以上 97,000 円未満	27,000
D5		97,000 円以上 115,000 円未満	33,000
D6		115,000 円以上 135,000 円未満	37,000
D7		135,000 円以上 169,000 円未満	42,200
D8		169,000 円以上 225,000 円未満	44,200
D9		225,000 円以上 301,000 円未満	47,200
D10		301,000 円以上 397,000 円未満	49,000
D11		397,000 円以上	52,000

※同一世帯に保育所（園）、幼稚園に入所（園）している児童が2人以上（兄弟に限る。）いる場合、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は0円となります。

(2) 保育料の変更

結婚や離婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合は、保育料を再計算しますので、必ず子育て支援課までご連絡ください。保育料の変更がある場合は事実発生日の翌月からになります。また、修正申告等により市民税が変更になった場合も保育料の再計算をしますので、必ずご連絡ください。

(3) 保育料の納付

納付先は、施設によって異なります。

＜保育所（園）＞ 銚子市に納付

- ・保育料は、原則、口座振替となります。
- ・納期限は、毎月末日（12月のみ25日）となりますが、納期限が土・日・祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限となります。（口座振替日は納期限と同日）

※保育料を滞納した場合、「児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」により、児童手当から差し引いたり、財産等を差押さえることになります。また、納期限内に納付された方との公平性を保つため、延滞金を保育料に加算して納めていただくことになります。

＜認定こども園＞ 施設に納付（詳細は施設にお問い合わせください。）

実費負担分について

(1) 給食費（主食費（ごはん、パン等）、副食費（おかず、おやつ等））

- ・4月1日現在の年齢が0～2歳のお子さんの給食費は、保育料に含まれているため、別途お支払いの必要はありません。
- ・令和7年度は保育所等給食費助成事業（7,800円の減額）を実施しています。令和8年度以降については、現時点では未定です。継続する場合は、改めてお知らせします。
- ・副食費は、低所得者世帯等への免除制度があります。免除を受けるための申請を別にする必要はありません。市で算定し、対象者を決定します。
- ・保育所（園）・認定こども園へのお支払いが生じる場合、徴収時期、金額は各園にお問い合わせください。

(2) その他

・入所（園）などにかかるもの

園服、帽子、体操着などに係る費用分をご負担いただきます。各保育所（園）・認定こども園に直接お支払いいただきます。

・毎月かかるもの

行事費、教材費、バス代などに係る費用分をご負担いただきます。各保育所（園）・認定こども園に直接お支払いいただきます。

※費用の徴収時期、金額などは各園にご確認ください。

市外の教育・保育施設を申請する保護者の方へ

勤務先が市外・里帰り出産の場合

▼銚子市へ申込み

次の内容をご確認のうえ、
申請期限内に申込みをお願いします。

市外へ転出予定の場合

▼転出先市町村へ直接申込み

転出先市町村へ必要書類を確認のうえ、
申請期限内に申込みをお願いします。



申込の前に

希望先市区町村の保育施設利用担当課へ
必ずご確認ください。

- ①申込み締切日 ②必要書類
- ③他市区町村からの申込み制限
- ④申込みする際の注意点

支給認定・利用申請受付について

子育て支援課で受付した後、希望先市区町村へ締切日までに届くように郵送しますので、概ね希望先市区町村の締切日の**10日前**までに、必要書類を揃えて申請してください。

【必要書類】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- ② 教育・保育施設入所に関する調査票
- ③ マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ④ 保育を必要とする事由を確認するための書類
- ⑤ 該当する場合のみ必要となる書類 ※詳しくは6ページをご覧ください
- ⑥ 児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書
- ⑦ 銚子市市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書（廃止届）

利用調整について

希望する保育施設のある市区町村で選考を行います。ほとんどの市区町村において、住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望理由によっては申込みに制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。

申請取下げについて

市外の保育施設申請の必要がなくなったときは、速やかに「変更届」を銚子市子育て支援課へご提出ください。

※銚子市にお住まいの方が市外の公立保育所を利用する場合は、保育料の納付先が銚子市ではなくその市区町村となります。

保育施設利用調整基準

1 基準指数

番号	保護者の状況				指数
1	就労	家庭外労働	外勤	1か月160時間以上	20
				1か月120時間～159時間	18
				1か月80時間～119時間	16
				1か月64時間～79時間	14
				1か月64時間未満	12
			自営	1か月160時間以上	20
				1か月120時間～159時間	18
				1か月80時間～119時間	16
				1か月64時間～79時間	14
				1か月64時間未満	12
				手伝い	6
		家庭内労働	内職	1か月160時間以上	18
				1か月120時間～159時間	16
				1か月80時間～119時間	14
				1か月64時間～79時間	12
				1か月64時間未満	10
2	出産・疾病等	出産	多胎出産	18	
			出産	14	
		疾病	入院1か月以上または居宅療養 常時臥床	20	
			居宅療養、定期的な通院	16	
			身障手帳1・2級	20	
			身障手帳3級	16	
			身障手帳4級	12	
3	介護等	居宅内介護	16		
		入院付添	12		
		別居親族の介護	6		
4	災害	災害復旧にあたっているもの	20		
5	求職	倒産、解雇等の自己都合以外の離職（申込み日前3か月以内）による求職活動中	10		
		上記以外の求職活動中	8		
6	就学	職業訓練校、専門学校、大学等に月60時間以上就学している場合	8		
7	不存在	配偶者の死亡・離婚・未婚・拘束等	20		
8	児童虐待・DV	児童虐待または配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認められた場合	70		

2 調整指数

項目	条件	指数
加算指数	ひとり親世帯	12
	単身赴任世帯	8
	生活保護世帯	4
	祖父母等（65歳以上）が養育している世帯	4
	兄弟姉妹が既に入所している世帯	6
	多子世帯（未就学児童が3人以上いる場合）	4
	父または母が保育士、幼稚園教諭の資格を有し、市内の教育・保育施設で就労（内定を含む）している世帯	8
	同居祖父母（65歳以上を除く）が保育できるとき	-4
減算指数	在園児または卒園児が理由なく過去3か月以上の保育料を滞納しているとき	-20
	保育料を滞納が6か月以上あり、納付の督促に対して誠意ある対応が見られないとき	-40
	市外在住者（転入予定者を除く）	-4

3 同一指数世帯の優先順位

1	児童虐待・DV
2	ひとり親世帯 （ひとり親に準ずる世帯も含む）
3	兄弟姉妹が既に入所している場合
4	生活保護世帯
5	祖父母（65歳以上）が養育している世帯
6	多子世帯 （未就学児童が3人以上いる場合）
7	銚子市民（転入予定者を含む）
8	保護者以外の家族の状況及び保護者の通勤（可能）経路等を総合的に勘案

【計算方法】

基準指数（父母それぞれの指数の合算）

$$\text{基準指数} + \text{調整指数} = \text{合計指数}$$

※ひとり親の場合、「不存在」の指数を合算
 ※基準指数は1項目のみで、調整指数は該当する項目を複数合算

Q&A



支給認定について

Q1 支給認定の有効期限はいつまでですか？

A1 1号（教育標準時間）認定を受けた場合は、支給認定日（効力発生日）から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となります。

2号（満3歳以上・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

3号（満3歳未満・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

Q2 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A2 保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」となります。実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなるため、保護者が育児短縮勤務等の制度を利用しているなど、認定された必要量に満たない利用となる場合があります。また、「保育標準時間」の区分と認定された場合でも、保育短時間と同等の利用時間になることがあります。

Q3 支給認定の申請手続きをした際に書類が足りなかった場合、支給認定証は発行されますか？

A3 認定申請の手続きの際に、不備書類があった場合は、保育施設利用を希望する月の申込み締切日までに書類を子育て支援課にご提出ください。書類が不足していると、支給認定の確認ができないため、「支給認定の対象外である」との通知をお渡しすることとなります。

Q4 支給認定の申請をしてから、支給認定証が発行されるまでどれくらいの時間がかかりますか？

A4 支給認定の確認作業に時間を要することから、概ね1か月かかります。認定可の通知と支給認定証の交付は、利用調整の結果を通知する際に同封させていただきます。

ただし、認定ができないことが確認された場合は、利用調整の結果を待たずに、すぐに保護者に通知します。

利用申込みについて

Q1 現在、求職中ですが、利用することができますか？

A1 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労等の保育を必要とする事由のある方が優先となります。また、原則として、支給認定を受けた後3か月以内に就労証明書をご提出いただけないときは、認定が取り消され、その月の末日をもって利用終了（退園）となる場合があります。

Q2 保育施設を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A2 利用できなかった場合、その理由を文書でお知らせします。翌月以降も利用を希望する場合は、その旨を子育て支援課へ申し出てください。また、就労状況・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、子育て支援課まで必ずご連絡ください。就労等の状況変更についてご連絡がないまま、利用調整において保育施設の案内を受けた場合は、利用内定が取消されることがあります。

Q3 第2希望以下の保育施設で利用を開始した場合、第1希望の保育施設への変更(転園)はできますか？

A3 上記の場合も、利用調整において、必要性の高いお子さんから利用を承諾することになります。変更を希望している保育施設に受入れの余裕がない場合など、ご希望に添えないことがあります。なお、変更が決定した際のキャンセルはできません。

Q4 診断書に指定の書式はありますか？(保護者が疾病等の理由で、お子さんを保育できない場合)

A4 指定の書式はありません。なお、「診断書」をご提出いただく場合は、病名だけでなく、保育が困難である・介護が必要である等、お子さんを家庭で保育することができない具体的な症状等を医師に記載してもらってください。

Q5 8月1日からの入所(年度途中の入所)を考えているのですが、いつから申し込みできますか？また、いつまでに申し込みをすればいいですか？

A5 年度途中からの入所の場合、入所希望日の2か月前から入所の申し込みができますので、6月1日から申し込みができます。また、申込期限は申し込み月の前月の10日(土・日・祝日にあたる場合は前開庁日)になりますので、7月10日までに申し込みをしてください。

Q6 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A6 保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用終了(退園)となります。求職活動をされる場合は、原則として3か月以内に就労証明書をご提出ください。

事業所への調査で実際に就労していないことが判明した場合、または仕事を辞めているにもかかわらず、ご連絡をいただけなかった場合は、その時点で支給認定が取り消しとなるため、退園となります。



教育・保育施設

保育認定（2号・3号認定）施設一覧

	保 育 所 名	所 在 地	電話番号	開所時間（月～金） （延長保育を含む）	保育時間	
					月～金	土曜日
公 立	第 二 保 育 所	後飯町 6-20	22-1559	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30
	第 四 保 育 所	唐子町 8-13	22-2107			
私 立	銚子保育園	若宮町 3-2	24-7226	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30
	外 川 保 育 園	外川町 3-10354	22-2186	7:00～18:00	8:00～16:00	8:00～12:00
	松 岸 保 育 園	松岸町 3-362-2	24-8487	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～12:30
	聖 母 保 育 園	三崎町 1-1858-2	25-1121	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～12:30
	銚子中央保育園	台町 2197	23-6655	7:00～19:00	8:00～16:00	8:00～16:00
	東 光 保 育 園	小船木町 1-863-2	33-3909	7:00～18:00	8:30～16:30	8:00～12:00
	萌 保 育 園	芦崎町 937-3	33-3677	7:00～18:00	8:30～16:30	8:00～12:30

教育・保育認定（1号・2号・3号認定）施設一覧

	認定こども園名	所 在 地	電話番号	開所時間（月～金） （延長保育を含む）	教育・保育時間	
					月～金	土曜日
私 立	銚子幼稚園	妙見町 1465	24-1849	7:30～19:00	10:00～14:00 (1号)	—
					8:00～16:00 (2・3号)	—

※開所時間とは、施設が利用可能な時間帯で、基本的に11時間です。

※保育時間（教育・保育時間）とは、開所時間のうち、施設が原則的に教育・保育を行う時間帯です。

※園により、年度末やお盆等休園日が設定されている場合があります。また、園によりかかる費用が異なります。事前に見学や問い合わせをして、ご確認ください。

令和8年4月からの入所（園）申込受付期間

受付期間：令和7年11月27日（木）～ 12月3日（水）（土・日曜日を含む）

受付時間：9時～17時（土・日曜日は9時～13時）

受付場所：市役所 子育て支援課（1階2番窓口）

持 ち 物：申請書等必要書類（5・6ページを参照してください）

※市外の保育園の利用を希望の場合は受付期間が異なります。できるだけ早く子育て支援課にお問い合わせください。

